

奈良県告示第百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があつた。

令和五年七月十四日

奈良県知事 山下 真

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
梶井 啓司	梶井整骨院 吉野郡吉野町大字立野三五二	令和五年五月三十一日